

本的人権は、「英領北アメリカ条例」には明記されていないが、その成文法および慣習法で実現されてきた。そして、一九六〇年には、カナダ人権宣言が採択された。

○公用語 「英領北アメリカ条例」により、議会両院および連邦裁判所では、英語、フランス語のどちらを用いてもよい。また、一九七〇年の公用語法は、正式に英仏両語をカナダの公用語と定め、連邦政府の発表や法規、連邦裁判所の最終決定などは、すべて両語で記され、また連邦業務も、必要に応じて、英仏いずれの言語でもできるようになった。

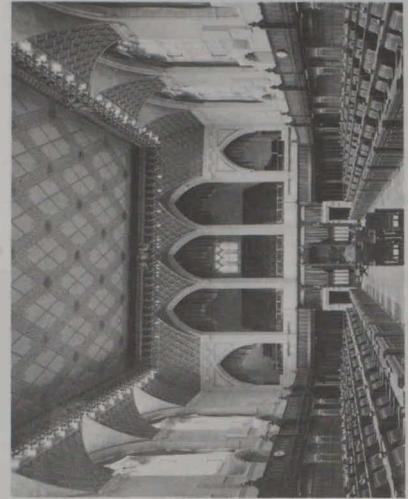
**政治機構** カナダでは、イギリス同様、行政権と立法権の厳密な分離はない。正式な行政権は国王（女王）が掌握し（総督が代行）、立法権は国王（女王）と任命制の上院、および選出制の下院から成るカナダ議会に委ねられている。司法権は、独立した上級裁判所が行使する。

#### ■ 行政府

①国王（Crown） カナダの行政権は、「英領北アメリカ条例」により、国王に存する。現在のエリザベス女王は、連邦建設以来のカナダの主権者としては六代目。女王はカナダの女王であると共に、旧英連邦諸国の女王でもある。総督の任命以外に、女王が自ら国王としての権限を行使することはほとんどない。

②総督 総督はカナダにおいて元首、国王（女王）を代表する。総督（現在はジユル・レジェ氏で、二十一代目。カナダ人としては四代目）は首相の推薦に基づき国王が任命する。任期は、通常、五七年。政府の継続が主な任務で、首相が死亡、辞任、または内閣総辞職など

の理由で空席になった場合、暫定的に新首相を選び、組閣させたりする。しかし、こうした例外的な場合を除いて、国王（すなわち総督）は常に内閣または首相の助言に基いて行動しなければならない。総督は内閣（または、場合により、首相）の助言に従い、議会を招集、休会または解散し、総督令、辞令などの政府



▲上院の議場。

文書に署名するほか、議会で承認された法律案を裁可し、また外交使節を授受する。

③枢密院 「英領北アメリカ条例」は、カナダにおける国王の諮詢機關として枢密院の設置を定めたが、国王代理の総督に実際に諮詢するのは、全閣僚からなり、実質的には内閣と同一の枢密院委員会である。

枢密院は内閣の現閣僚と旧閣僚、皇族、現・旧（英）連邦首相、州首相、上下両院の旧議長、少数の民間人からなり、任期は終身。枢密院の顧問官になると、「The Honourable」の称号で呼ばれる。

④内閣 内閣は「英領北アメリカ条例」に明記されておらず、法的には枢密院委員会の形をとっている。閣僚は議員（通

常下院議員）の中から任命され、議会に對して責任を負う。総督は、総選挙後、多数党の党首に組閣を委嘱し、委嘱された党首は自覚から閣僚を選出する。そのあとで、総理大臣と閣僚が正式に任命される。内閣は、下院で不信任されると、総辞職するか（この時点で、総督は野党党首に組閣を委嘱する）、議会を解散する。

#### ■ 立法府

立法府は、国王（女王）と上院、下院よりなる。上院は、首相の助言によつて総督が任命する一〇一人の議員で構成されている。法的には、財政に関する法案（下院に先議権がある）を除いて、下院と全く同等の権利を付与されている。法案が成立するには上院の同意が必要だが、上院が拒絶することはほとんどない。任期は七五才まで。

下院は各州から人口比率の小選挙区制により選出された、一六四人の議員で構

成される。議案は上下両院のうち、どちらで先議してもいいが、前述のように租税や歳出などに関する法案に限って、下院が先議権を有する。たた、公的法案は下院で先議し、会社設立などに関する私的法案は上院で先議するのが通例。最近は、上院でも立法活動が活発になつた。

立法府における国王の機能は、法律案の裁可で、これは総督が代行する。法案の成立には国王（総督）の裁可が必要であるが、総督は上下両院を通過した法案は必ず裁可する慣習になつてゐる。

#### ■ 司法府

連邦最高裁判所（民事、刑事の最高上訴裁判所）、連邦裁判所（税務、商標、著作権、海事、航空宇宙などに関する訴訟や対連邦政府訴訟などを担当）の二つの連邦裁判所は、州ごとに最高裁判所および下級裁判所が設置され、司法権を行使している。

から四半世紀間も引き続き英國の貴族の中から任命されていた。しかし、一九五二年以後、カナダ人が総督に任命されるようになつた。それ以来、総督には英仏両語を話す英語系、フランス語系カナダ人が交互になる慣例になつてゐる。これまでの総督は、すべて外交官としてすぐれた業績を残した人が選ばれていゐる。

総督は国家の統一と政府の統合を象徴する存在であり、直接政治に参加することはだんだんなくなってきた。しかし単に形式的な存在ではなく、潜在的な権限は今だに保持している。いわば、万事うまくいくときは決して使われることのない安全弁とも言えよう。

